

四日市スポーツランド

スーパースライダー塗装修繕工事設計図

7 交通安全管理
8 建築材料等
9 化学物質を発生する建築材料等
10 特別な材料の工法
11 技能士
12 化学物質の濃度測定

交通誘導員 ※配置する 名以上（大型車の出入は必ず） ・配置しない [1.3.9]
※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。
ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。 [1.4.5]
()
本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。
1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
5) 1)及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。
規制対象外
① J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品
② 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項による国土交通大臣認定品
③ 下記表示のある J A S 規格品
a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b. 接着剤等不使用
c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
第三種
① J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品
② 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項による国土交通大臣認定品
③ 旧 J I S の E o 規格品
④ 旧 J A S の F c o 規格品
改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
※適用する ・適用しない [1.6.2]
・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・塗装 ・左官
※防水施工 ・建築大工 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工
施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1.6.9]
エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。
測定は、パッシブ型採集機器により行う。
着工前測定 ・行う ・行わない

13 完成図
14 記録
15 設備工事との取合い
16 設計 G L
17 完成引渡し後の点検
18 随時検査
19 施工体制台帳の提出

・提出する ※提出しない [1.8.1~3]
種類 ※改修標仕 表1.8.1による ・
・配置図及び案内図 ・各階平面図
・各立面図 ・断面図
・仕上表 ・施工図
・施工計画書 ・
※ C A D データの提出 ※提出する ・提出しない
・保全に関する資料 提出部数 ※1部 ・
工事記録については以下による。(A4版)
※工事着手前写真 1部
※工程写真 各工程毎 1部
※竣工写真 ※内部、外部 2部
※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。
※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。
施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強
※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
※図示のベンチマーク (B.M) mm (現状地盤は B.M mm)
かし期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。
・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。
予定価格(税込)3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備事業者についても記載すべき下請負の範囲に含むものとする。

2章 仮設工事

1 足場その他
内部足場 種別 ※きやつ、足場板等 [2.2.1]
外部足場 種別 ※くさび緊結式(手すり先行工法) ・ [2.2.1]
防護シートによる養生 ・行わない ・行う
騒音・粉じん等の対策 ・行わない ・行う(・防音パネル ・防音シート) [2.1.3]
材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.1][表2.2.1]
2 養生その他
既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1]
固定家具等の移動 ※行わない ・行う(図示)
3 仮設間仕切り
(a)設置箇所 ※図示 [2.3.2][表2.3.1]
種別 下地 仕上材(厚さ mm) 充てん材 塗装
・A種 ※軽量鉄骨 ・合板(※9.0) ※無し
・B種 ・木下地 ※せっこうボード(※9.5) 厚さ mm ・片面
・C種 単管下地 防炎シート
仮設扉 ※木製扉 ・合板張り程度 ※無し
・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・有り
4 監督職員事務所
・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2.4.1]
(・規模 m程度 ・仕上げ;床、壁、天井 程度)
5 工事用水
構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ※無償) ・利用できない
6 工事用電力
構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ※無償) ・利用できない

7章 塗装改修工事

- 1 材料一般
- 2 下地調整
- 3 錆止め塗料塗り
- 4 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)
- 5 アクリル樹脂系非水分散形塗料 (NAD)
- 6 耐候性塗料塗り (DP)

・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 [7.1.3]
 ・次の箇所を除き防火材料とする。()
 建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種

RB種の場合の既存塗膜の除去範囲 [7.2.1]
 下地調整 [表7.2.1~7]

下地面の種類	下地調整の種類別	備考
木部	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種(不透明塗り)
鉄鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種
亜鉛めっき面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規鋼製建具はRC種
モルタル、プラスター面	・RA種 ※RB種 ・RC種	
コンクリート及びALCパネル面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種
せっこうボード、その他ボード面	・RA種 ※RB種 ・RC種	

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 [表7.2.4~6]
 塗料種別ない ・行う(補修範囲及び補修方法は図示) [7.3.2]
 鉄鋼面 ※A種 () ・B種 [表7.3.1]
 仕上げEP-Gの場合 ・A種 () ※B種
 亜鉛めっき鋼面 ※A種 ・B種 [表7.3.2]
 仕上げEP-Gの場合 ・A種 () ※C種

錆止め塗料塗り [表7.3.3~4]
 鉄鋼面塗り替えの場合の種類別 ・A種 ・B種 ※C種
 亜鉛めっき面の塗りの種類別 ・A種 ・B種 ※C種
 亜鉛めっき面EP-G塗り替えの場合の種類別 ・A種 ・B種 ※C種
 新規鉄鋼面、亜鉛めっき面の塗りの種類別 ※標仕18.3.3による

塗り工法 [7.4.1~5][表7.4.1~3]

下地の種類	塗料種類	塗り工法
木部	※1種 ・2種	新規(屋外 ※A種・B種 屋内 A種※B種) 塗替え(※B種 ・)
鉄鋼面	※1種 ・2種	・A種 ※B種 ・C種
亜鉛めっき面	※1種 ・2種	※改修標仕7.4.5による

塗替えの場合の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種 [7.2.5~6]
 塗り工法の種類別 ・A種 ※B種 [7.7.2][表7.7.1]

塗替えの場合の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種 [7.2.2][表7.2.1] ~ [7.2.7][表7.2.7]
 鉄鋼面 工法は、表7.8.1 種別は新規はA種、塗替はB種) [7.8.2][表7.8.1]
 ・亜鉛めっき面 工法は、表7.8.2 種別は新規はA種、塗替はB種) [7.8.3][表7.8.2]

上塗種別
 ○ JISK5659 (1級) ふっ素系樹脂塗料
 ・ JISK5659 (2級) シリコン系樹脂塗料
 ・ JISK5659 (3級) ポリウレタン系樹脂塗料

・コンクリート面、押出成型セメント板面 [7.8.4][表7.8.3]
 工法は、表7.8.3 種別は(・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2 ・C-1種 ・C-2種)
 上塗種別
 ・ JISK5658 主要原料 ふっ素樹脂(1級)

- 7 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)
- 8 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)
- 9 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)
- 10 ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)
- 11 オイルステイン塗り (OS)
- 12 木材保護塗料塗り (WP)

・ JISK5658 主要原料 シリコン樹脂(2級)
 ・ JISK5658 主要原料 ポリウレタン樹脂(3級) [7.9.2~5][表7.9.1~4]

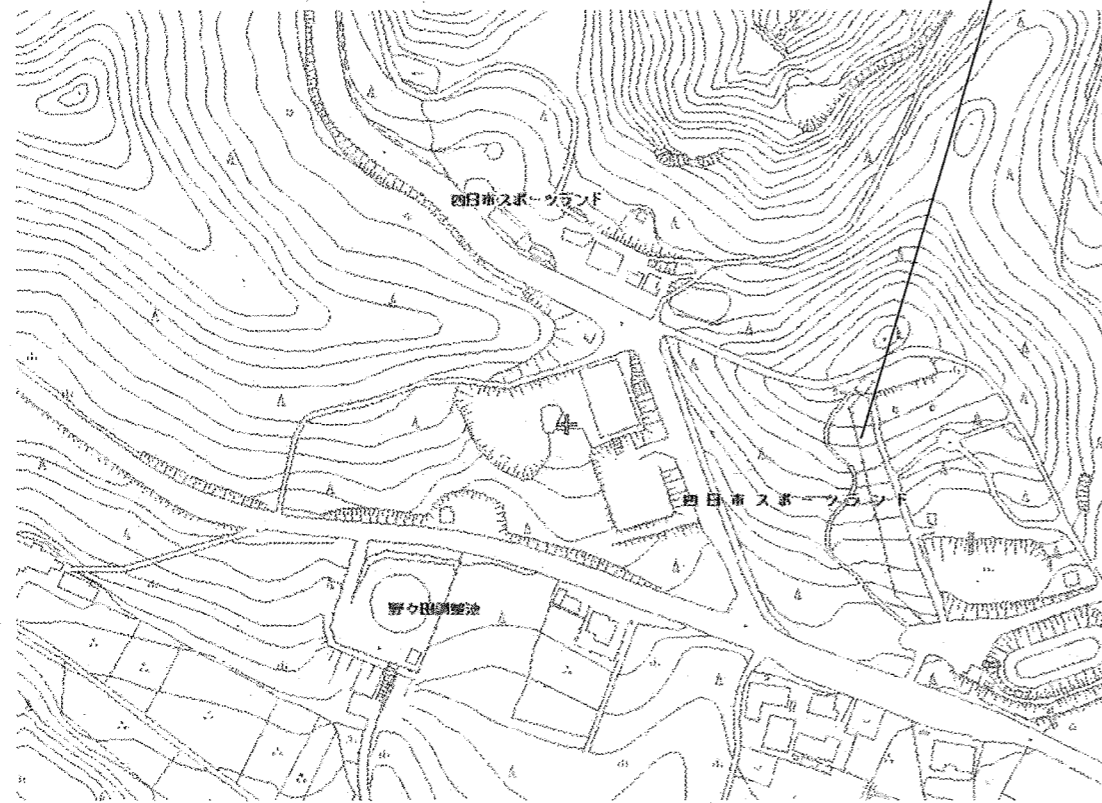
下地の種類	塗り工法
コンクリート、モルタル、プラスター、その他ボード面	新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)
木部	新規(※A種 ・) 塗替え(※B種 ・)
鉄鋼面	新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)
亜鉛めっき鋼面	新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)

塗替えの場合のシーラー ※改修標仕 7.9.2による ・行わない

塗り工法の種類別 ・A種 ※B種 ・C種 [7.10.2][表7.10.1]
 新規の塗りの種類別 ・A種 ・B種 [7.11.2][表7.11.1]
 塗替えの場合

既存塗膜	下地調整	種別
合成樹脂エマルジョン模様塗り	※RB種	※A種
	・RC種	※C種
平滑な塗料塗り	※RB種	・A種 ・B種
	・RC種	・C-1種 ・C-2種

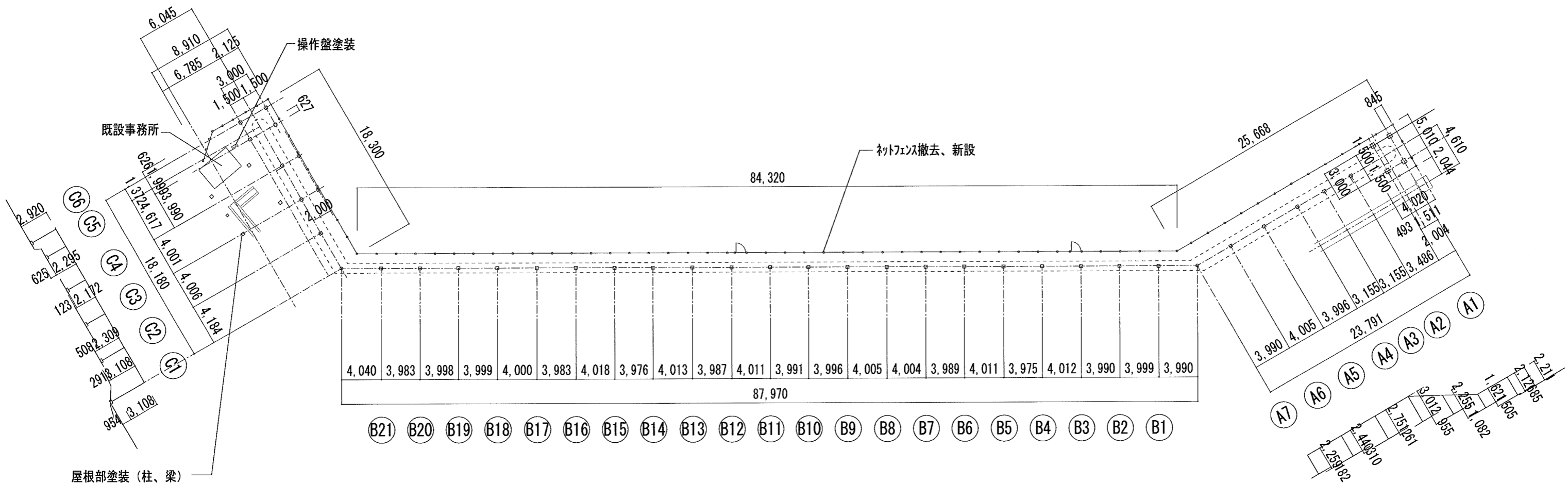
塗り工法の種類別 ・A種 ※B種 [7.12.2][表7.12.1]
 塗料の種類別 ※1液形 ・2液形
 木部 工法は改修標仕表7.13.1による [7.13.2][表7.13.1]
 工法 ・A種 ※B種 [7.14.2][表7.14.1]



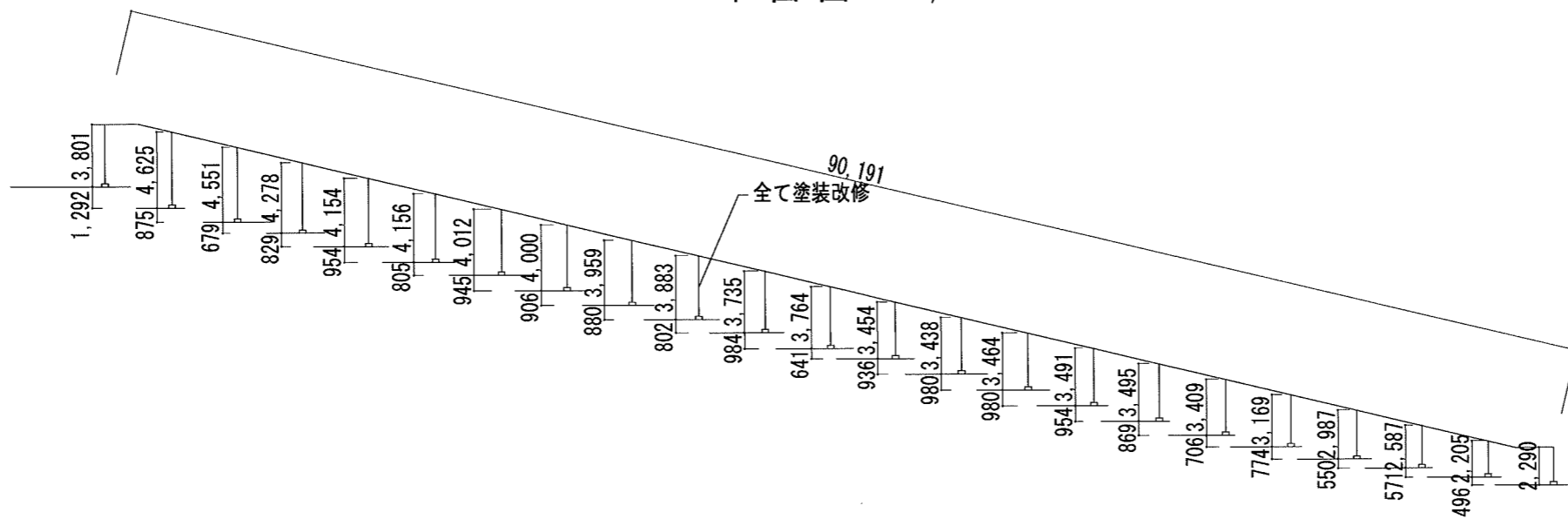
付近見取図



配置図 S:1/900

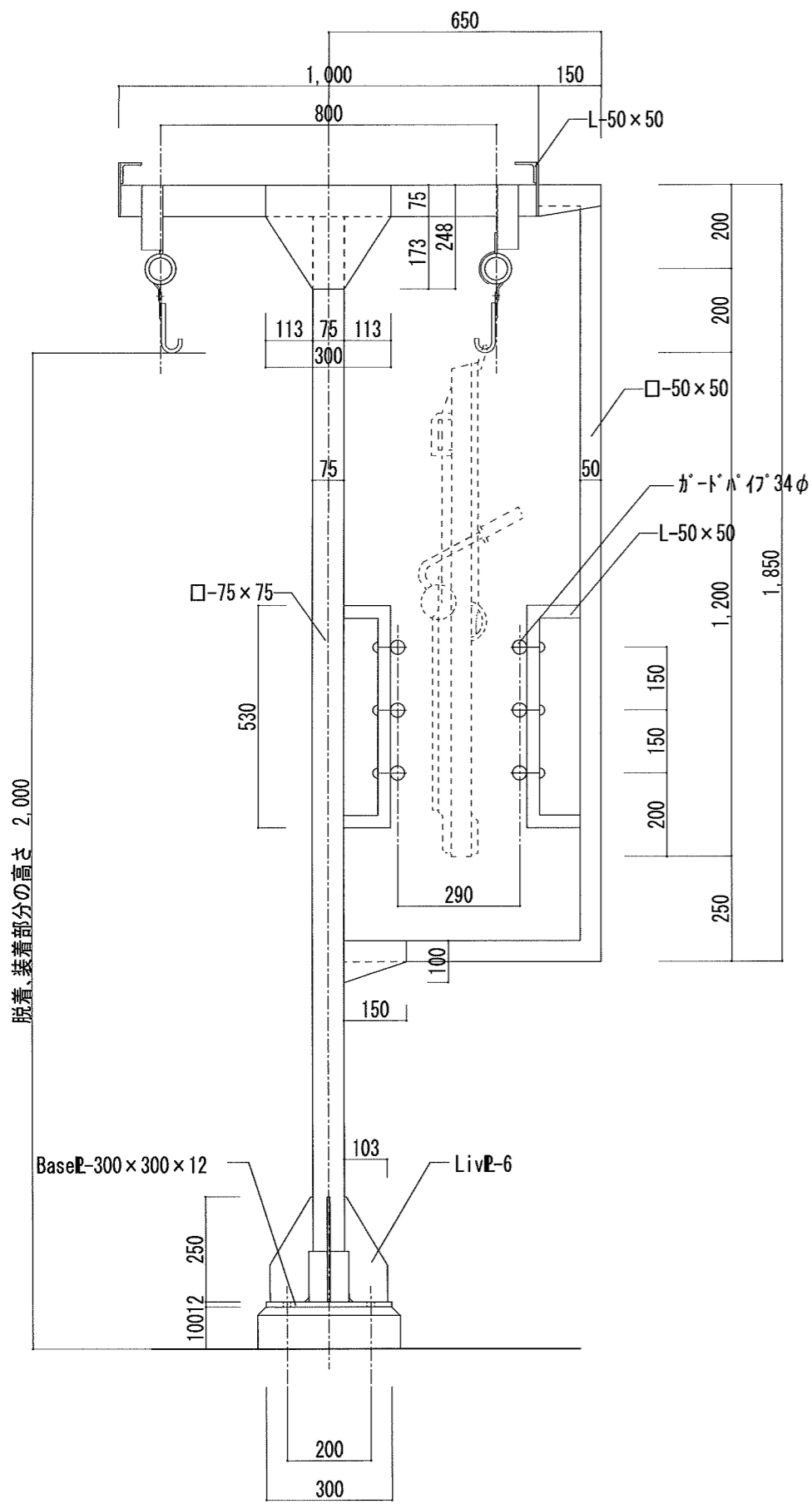


平面図 S:1/400

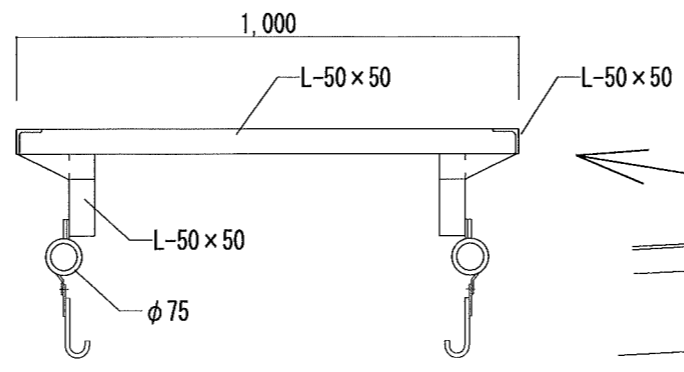


※既設塗装部については、耐候性塗料塗り (DP) ・塗装替えとする

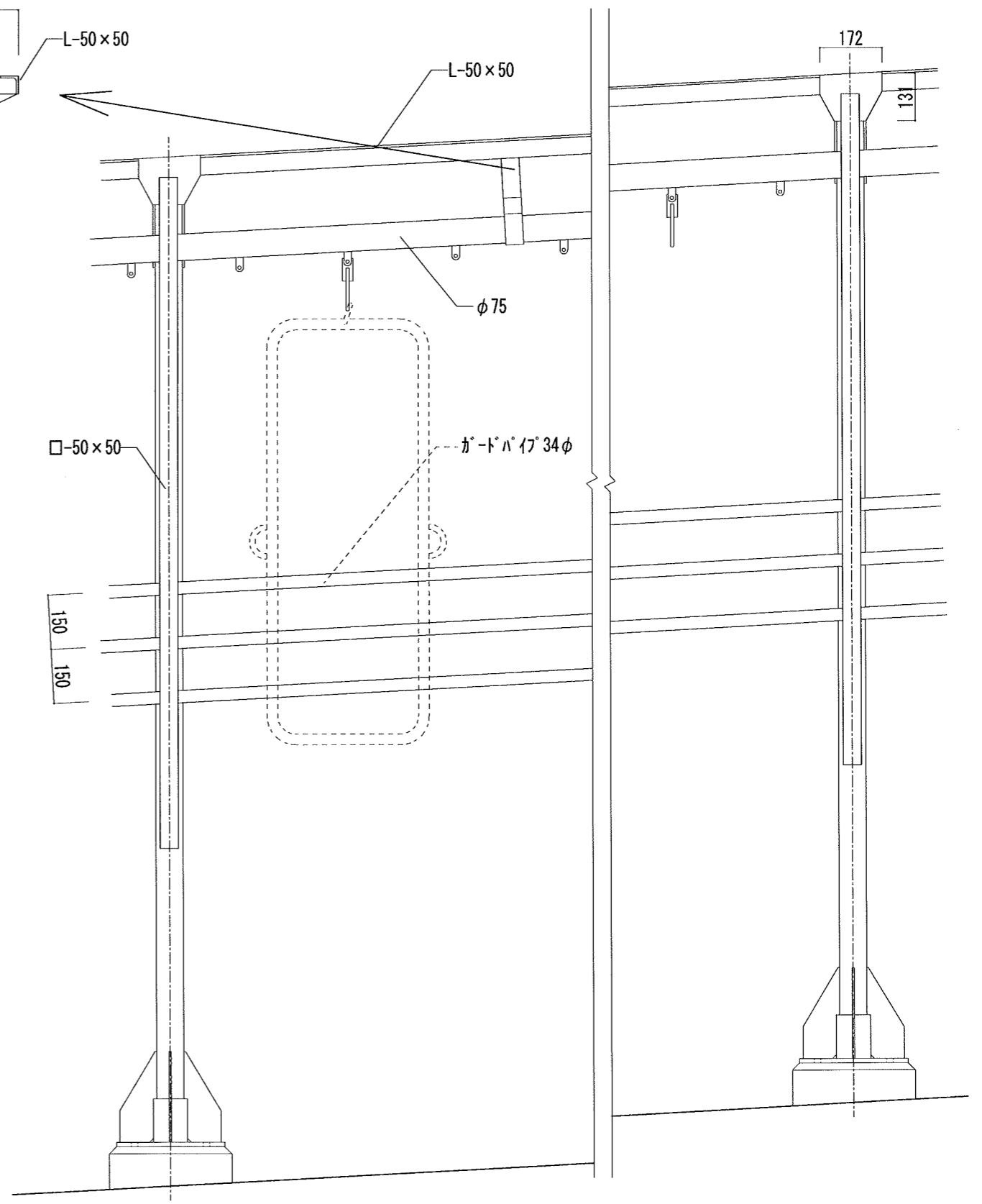
スーパースライダー塗装修繕工事	訂正：備考	四日市建築防災設計 三重県四日市市栄町4-1 四日市建設業会館2F TEL:059-354-2422 e-mail: info@yonkenbou.or.jp 三重県知事登録 1-2058号 一級建築士 134289号 黒田 貞信	平面図		scale S:1/400	no
			approved S. Kuroda	check	drawn Y. Miyata	date 2,023年 10月 31日



支柱詳細図 B通り部 S:1/15



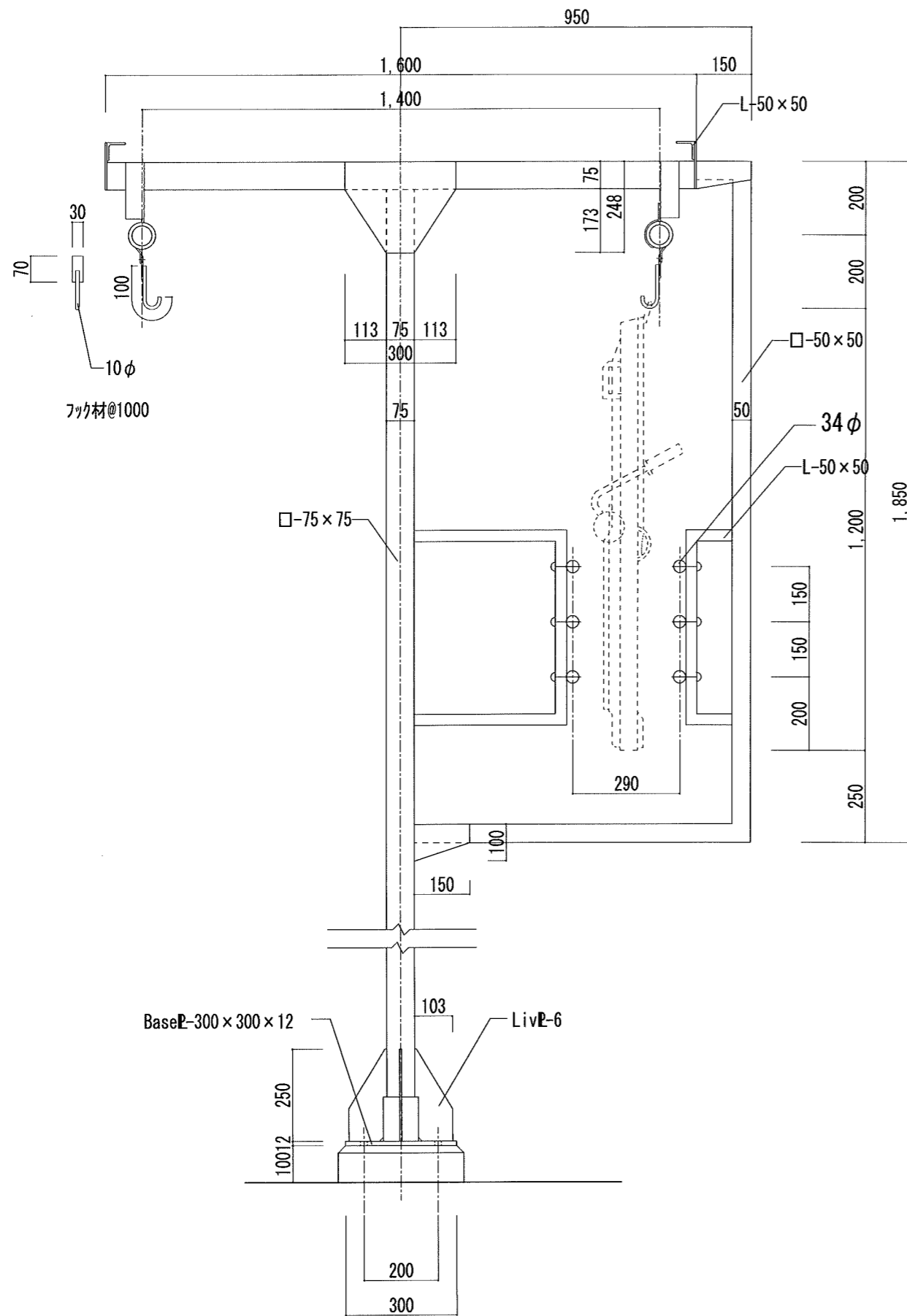
柱中間部詳細図



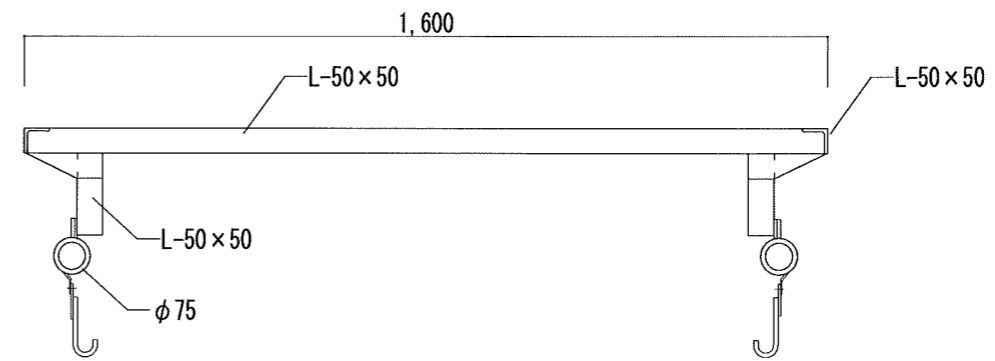
側面詳細図 S:1/15

※既設塗装部については、耐候性塗料塗り (DP) ・塗装替えとする

スーパースライダー塗装修繕工事	訂正:備考	四日市建築防災設計 三重県四日市市栄町4-1 四日市建設業会館2F TEL:059-354-2422 e-mail: info@yonkenbou.or.jp 三重県知事登録 1-2058号 一級建築士 134289号 黒田 真信	断面詳細図1		scale S:1/15	no
			approved S. Kuroda	check	drawn Y. Miyata	date 2.023年 10月 31日

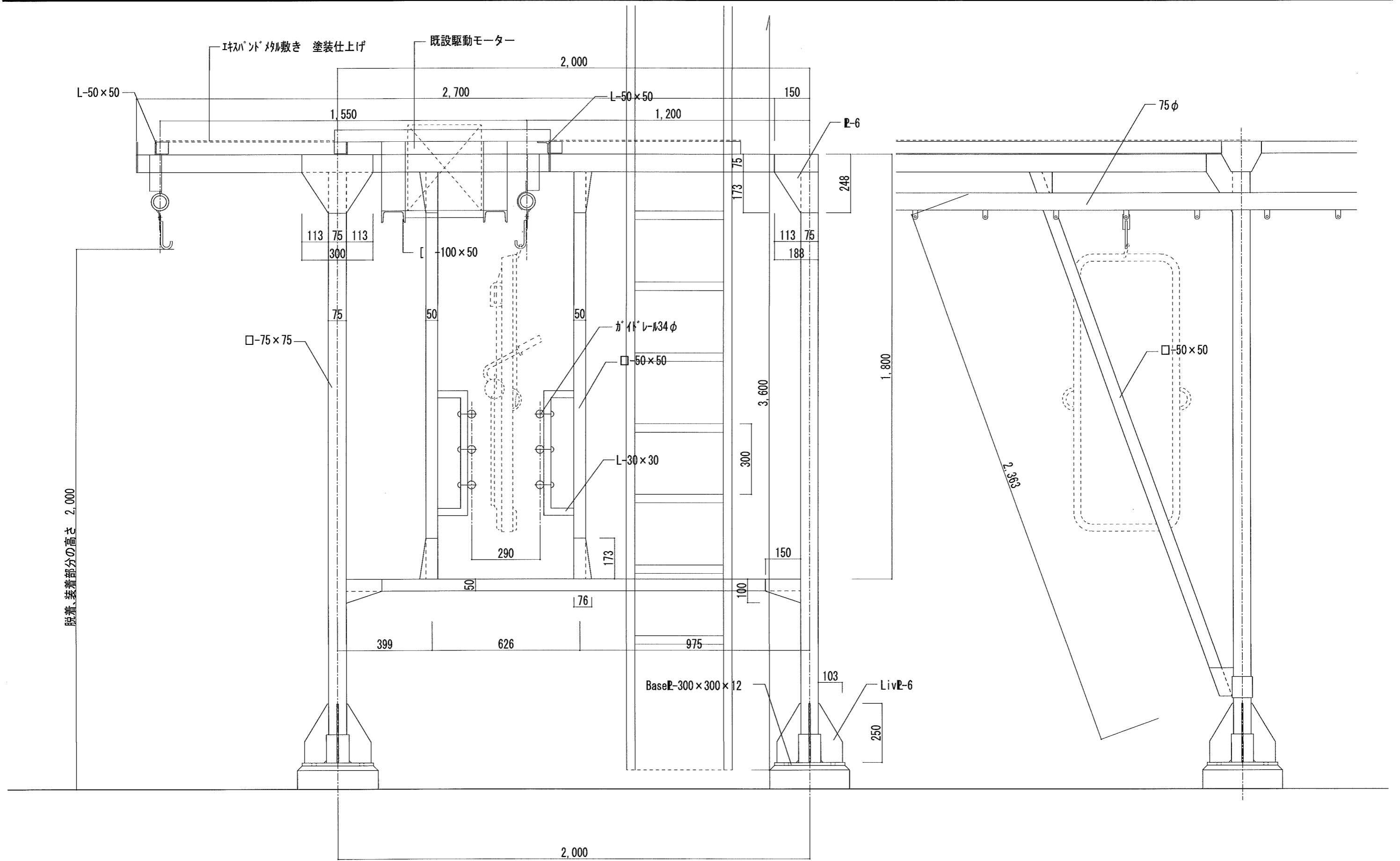


支柱詳細図 A、C通り S:1/15



柱中間部詳細図 S:1/15

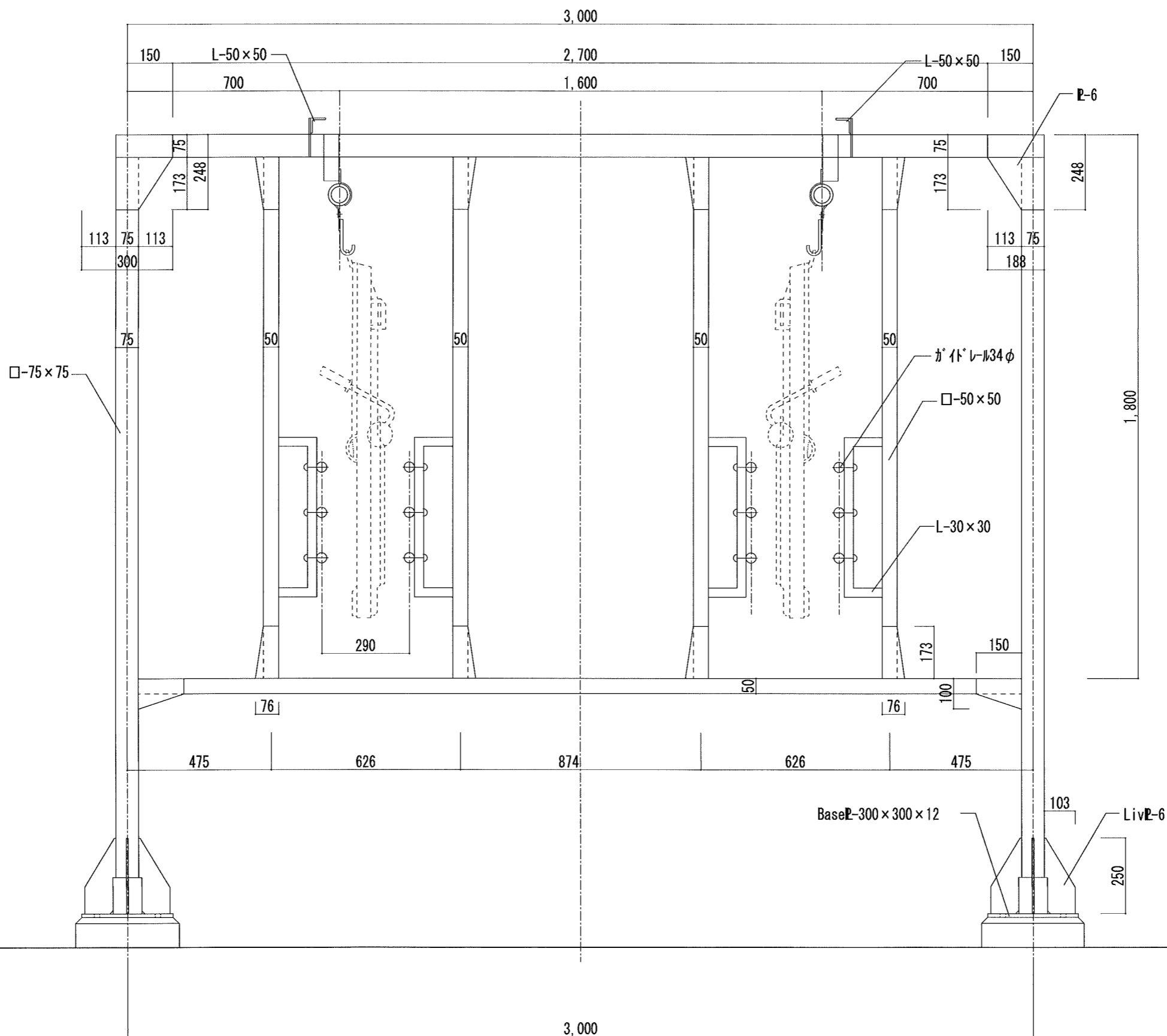
※既設塗装部については、耐候性塗料塗り (DP) ・塗装替えとする



支柱詳細図 C3、C4通り S:1/15

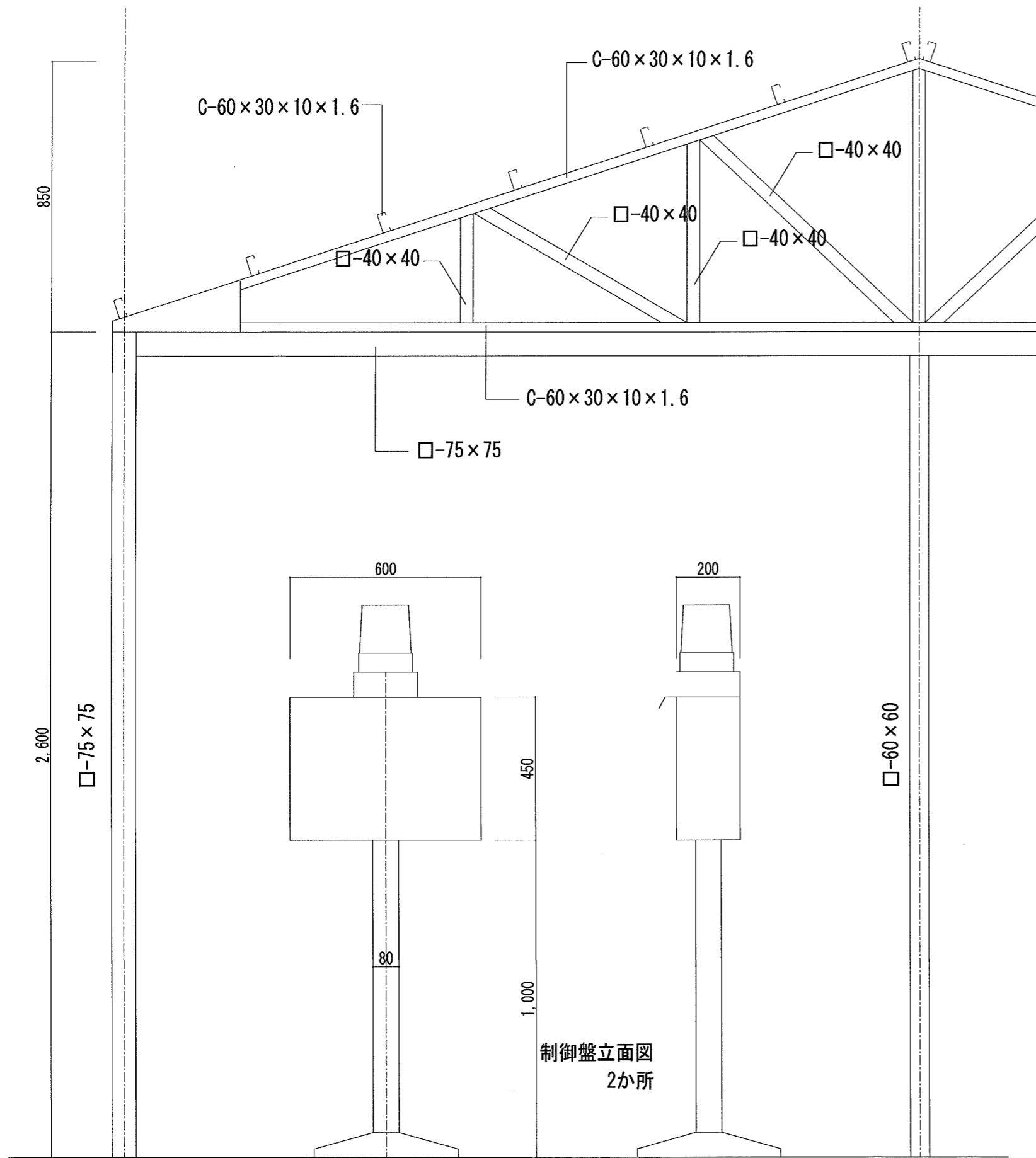
※既設塗装部については、耐候性塗料塗り (DP) ・塗装替えとする

スーパースライダー塗装修繕工事	訂正: 備考	四日市建築防災設計 三重県四日市市栄町4-1 四日市建設業会館2F TEL: 059-354-2422 e-mail: info@yonkenbou.or.jp 三重県知事登録 1-2058号 一級建築士 134289号 黒田 真信	断面詳細図3		scale S:1/15	no
			approved S. Kuroda	check	drawn Y. Miyata	date 2.023年 10月 31日

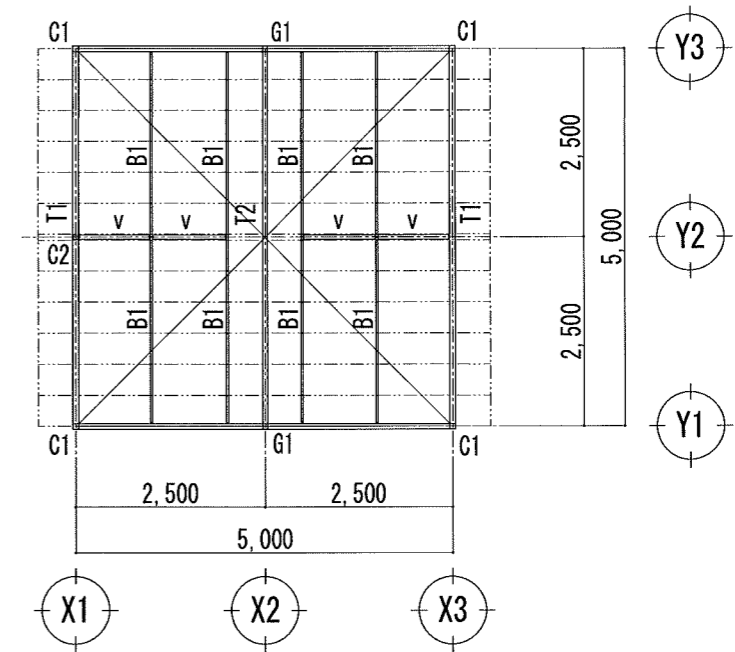


支柱詳細図 C5通り S:1/15

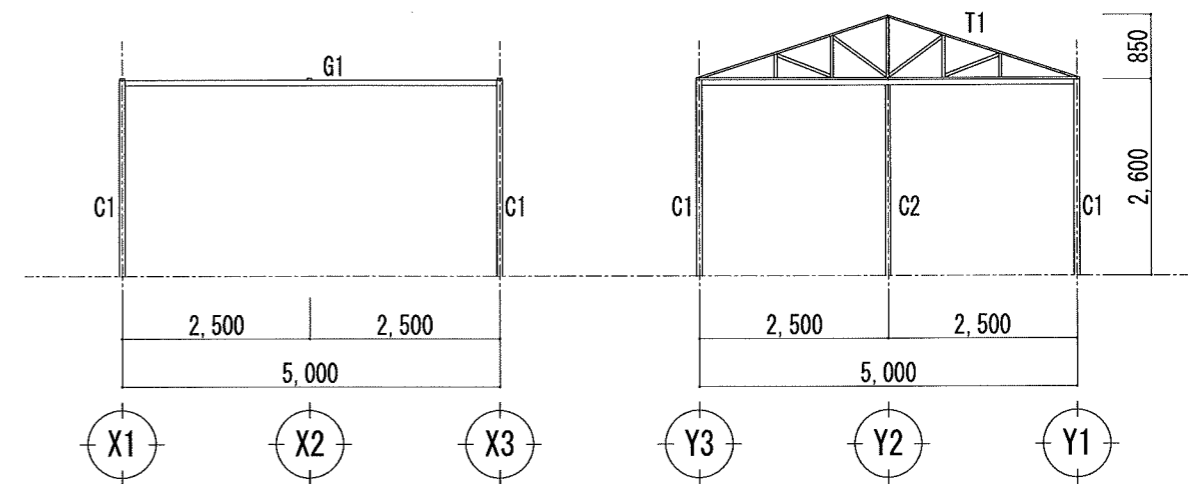
※既設塗装部については、耐候性塗料塗り (DP) ・塗装替えとする



架構詳細図 S:1/15

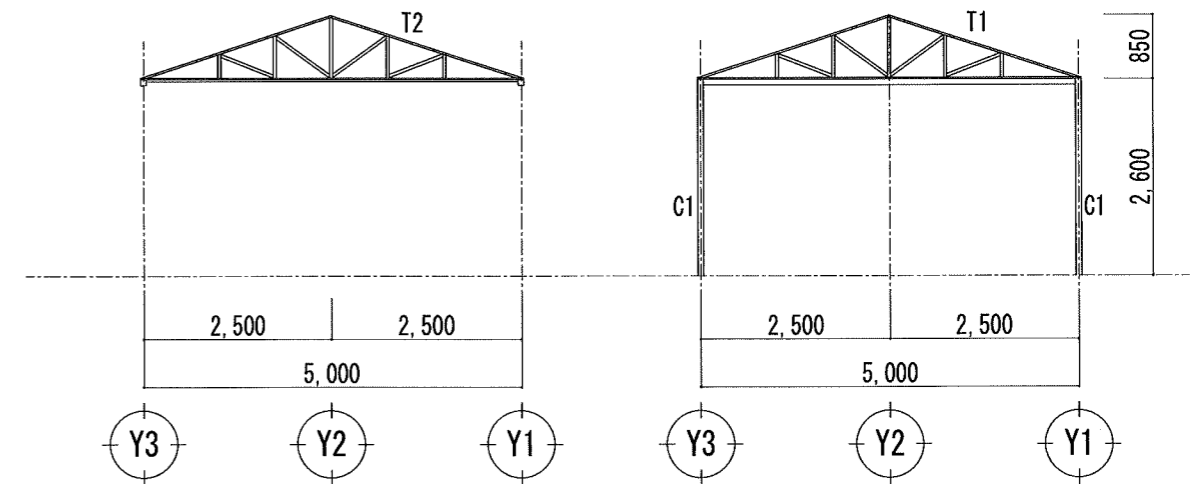


小屋伏図 S:1/100



Y1、Y2通り軸組図 S:1/100

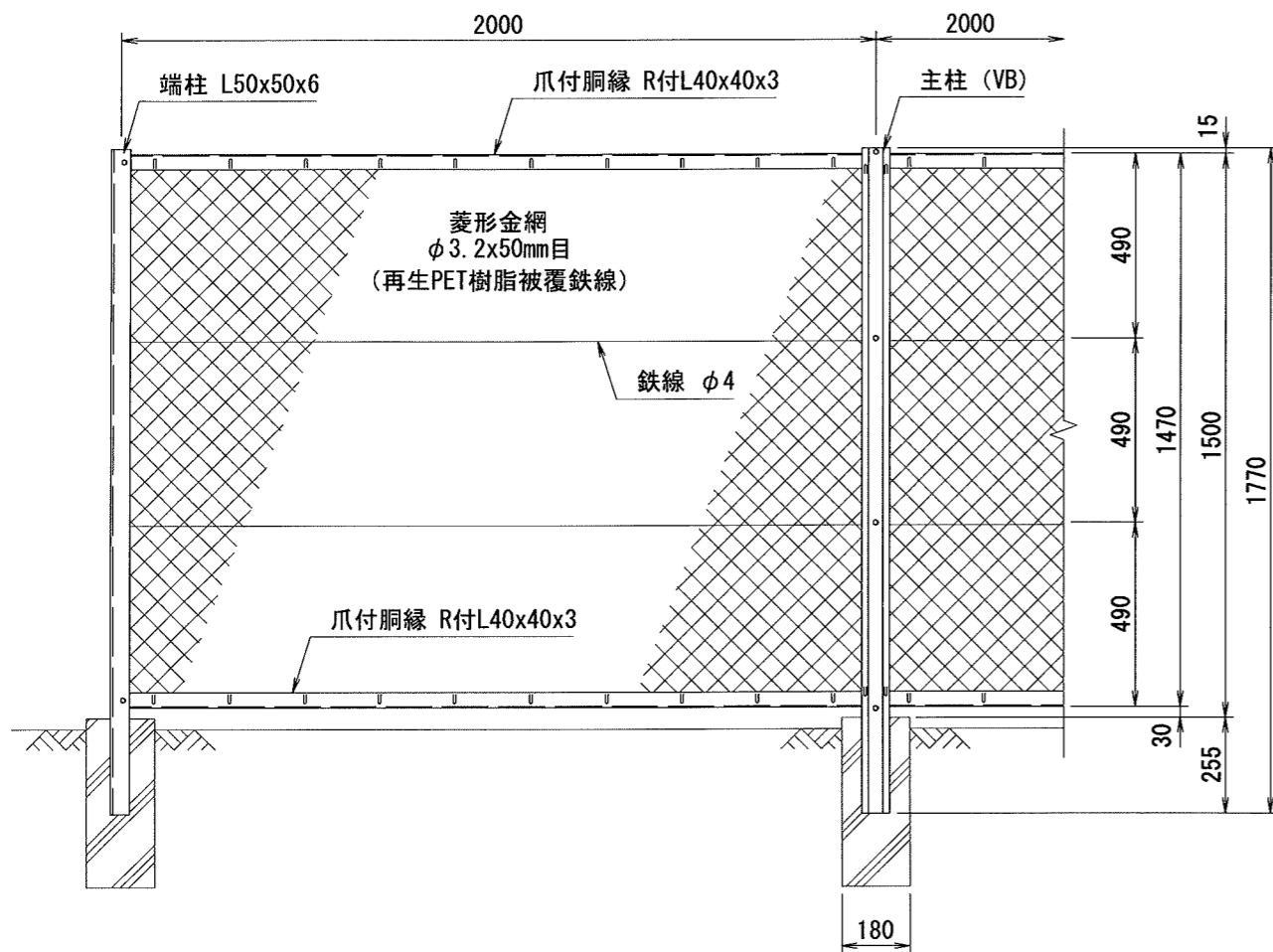
X1通り軸組図 S:1/100



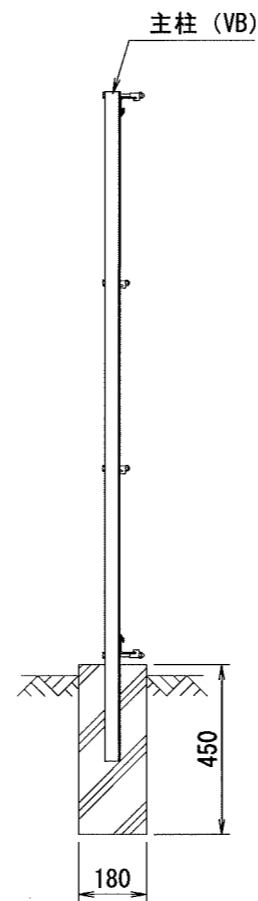
X2通り軸組図 S:1/100

X3通り軸組図 S:1/100

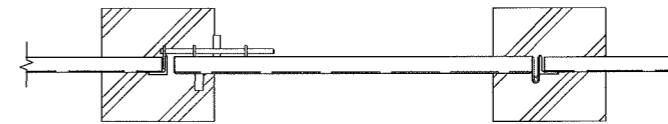
※既設塗装部については、耐候性塗料塗り (DP) ・塗装替えとする



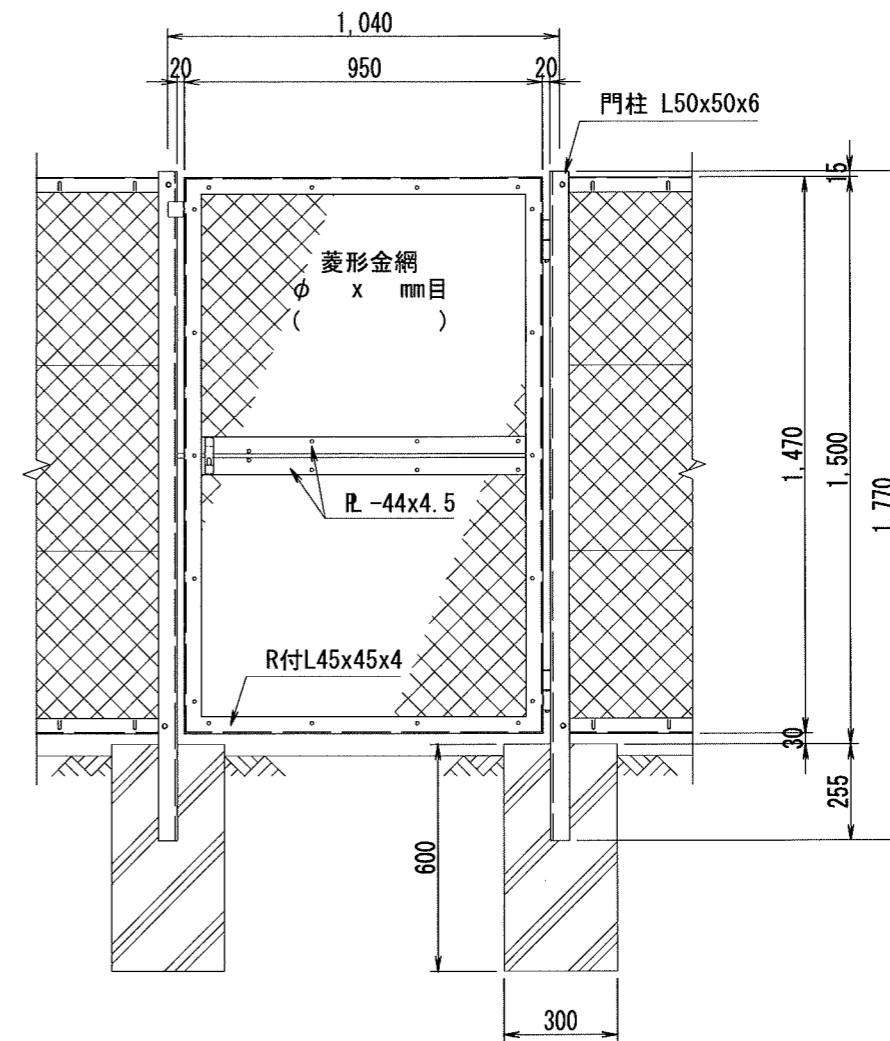
正面図 S:1/20



側面図 S:1/20



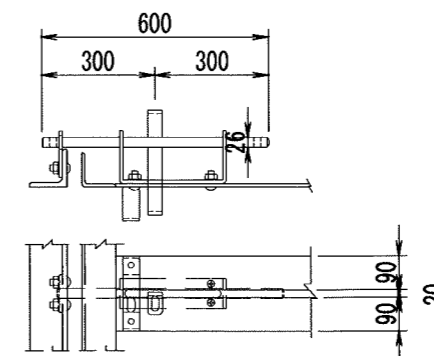
平面図 S:1/20



正面図 S:1/20

※既設：柱76本 門柱4本 扉2か所 W=1000

- (仕様) 主要部材：ポリエステル樹脂静電粉体塗装
- 菱形金網：再生PET樹脂被覆鉄線
- BN類：溶融亜鉛めっき
- (設計条件) 風荷重：昭和57年改正 建築基準法・同施行令に基づく風圧力に準拠。
- (基礎条件) 長期許容地耐力98kN/m²の場合。



カンヌキ取付詳細図 S:1/20